

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	重度障害者医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、重度障害者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年12月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	竹原市重度障害者医療費支給条例に基づき、重度障害者医療費受給者に対して医療費の一部助成に関する事務を行う。 ・重度障害者医療費受給者証の交付の申請及び受給者証更新に関する事務 ・重度障害者医療費受給者の資格喪失及び受給者証返還に関する事務 ・重度障害者医療費受給者の被保険者証変更及び受給者証記載事項変更に関する事務 ・重度障害者医療費受給者証の再交付に関する事務 ・重度障害者医療費支給申請に関する事務
③システムの名称	障害者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障害者医療費の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし(重度障害者医療費の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 地域支えあい推進課
②所属長の役職名	地域支えあい推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	竹原市 総務部 総務課 行政係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話番号 0846-22-7719 FAX番号 0846-22-8578 E-mail soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	竹原市 市民福祉部 地域支えあい推進課 生活支援係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話番号 0846-22-2276 FAX番号 0846-23-0140 E-mail c-sasae@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
適用	[]適用した
適用理由	

火災用火災警報

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを用いて照会するのではなく、団体宛名番号を用いて照会をし、サーバーに紐づいている団体宛名番号とマイナンバーから本人情報を取得している。また、本人情報は4情報又は住所を含む3情報にて確認をしている	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I 2 特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳台帳ファイル	重度障害者医療費の支給に関する情報ファイル	事後	
平成29年5月10日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) 【情報提供】	事後	
平成29年5月10日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第14号	なし(重度障害者医療費の支給に関する事務に	事後	
平成29年4月1日	I 5 ①部署②所属長	市民生活部 福祉課 福祉課長 平田 康宏	福祉部 健康福祉課 課長 塚原 一俊	事後	
平成29年5月10日	I 8 連絡先	竹原市 市民生活部 福祉課 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	竹原市 福祉部 健康福祉課 障害福祉係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	事後	
平成29年3月1日	II 1 対象人数	平成27年7月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月1日	II 2 取扱者数	平成27年7月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
令和1年5月22日	I 5 ②所属長	課長 塚原 一俊	健康福祉課長	事後	
令和1年5月22日	I 7 請求先	竹原市 総務部 総務課 行政係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	竹原市 総務企画部 総務課 行政係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	事後	
令和1年5月22日	I 8 連絡先	竹原市 福祉部 健康福祉課 障害福祉係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	竹原市 福祉部 健康福祉課 障害福祉係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35	事後	
令和1年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の	42795	43313	事後	
令和1年5月22日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の	42795	43313	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の	平成30年8月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月22日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の	平成30年8月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	I 4②法令上の根拠	【情報提供】 なし(重度障害者医療費の支給に関する事務に	【情報提供】 なし(重度障害者医療費の支給に関する事務に	事後	
令和3年9月24日	I 5①部署	福祉部 健康福祉課	市民福祉部 健康福祉課	事後	
令和3年9月24日	I 8 連絡先	福祉部	市民福祉部	事後	
令和3年9月24日	II 1 対象人数 いつの時点の 計数か	令和2年3月31日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月24日	II 2 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和2年3月31日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和7年1月6日	I 5①部署	市民福祉部 健康福祉課	市民福祉部 地域支えあい推進課	事後	
令和7年1月6日	I 5②所属長の役職名	健康福祉課長	地域支えあい推進課長	事後	
令和7年1月6日	I 7 連絡先	竹原市 総務企画部 総務課 行政係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話番号 0846-22-7719 FAX番号 0846-22-8579 E-mail soumu@city.takehara.lg.jp	竹原市 総務部 総務課 行政係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話番号 0846-22-7719 FAX番号 0846-22-8579 E-mail soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	I 8 連絡先	竹原市 市民福祉部 健康福祉課 障害福祉係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話番号 0846-22-7743 FAX番号 0846-23-0140 E-mail kenfuku@city.takehara.lg.jp	竹原市 市民福祉部 地域支えあい推進課 生活支援係 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話番号 0846-22-2276 FAX番号 0846-22-5311 E-mail c-sasae@city.takehara.lg.jp	事後	
令和7年1月6日	II 1 対象人数 いつの時点の 計数か	令和3年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年1月6日	II 2 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和3年8月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年12月24日	II 1 対象人数 いつの時点の 計数か	令和6年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年12月24日	II 2 取扱者数 いつの時点の 計数か	令和6年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年12月24日	I 8 連絡先	FAX番号 0846-22-5311	FAX番号 0846-23-0140	事後	